

特 集

認知症への多角的アプローチ

同志社大学名誉教授 岡本 民夫

超高齢社会の進行とともに認知症が急増している。厚生労働省の統計によると、認知症はその予備軍も含めると2015年の時点で、7人に1人であるが、2025年には5人に1人が発症するという予測が出されている。

日本認知症学会の定義によると「認知症とは正常に発達した知的機能が後天的な器質性障害によって持続的に低下し、日常生活や社会生活に支障をきたすような状態」と規定している。

このように認知症は、生活機能や社会生活と不可分な関係にあり、疾病と生活とが一体となって現象化してくるいわば生活機能障害であるといえる。(1)従って、認知症は通常の疾患と同様に背景、原因、契機、結実因子をもって発症し、その経過、予後、転帰、診断法、治療法、予防法、リハビリテーション、介護・ケアなどに関する研究と実践の基本的なあり方は他の疾患と同じである。ただ認知症の場合、疾患と生活機能が不即不離な関係にあり、必然的に医療、介護、看護、福祉、住宅及び生活支援など総合的、複合的な対応として、政策水準の対策から、安定した制度による対応に加えて、高度な実践・活動や運動のレベルにまで多元、多層の施策が不可欠となる。

すでに厚生労働省は、認知症政策として、2013年の「認知症施策推進総合戦略」に次いで2015年には、いわゆる「新オレンジプラン」を立ち上げ、本格的な施策の推進に乗り出している。しか

し、施策の推進は緒に就いたばかりであり、既存の制度を含めて、現場・実践上の課題は山積しており、本格的取り組みは、これからといっても過言ではない。

このように認知症対策は政策レベルから制度の整備充実、さらには現場・実践における高度な専門性を要するサービスであるため、供給する側のみではなく、受給する側の「受援力」を含めての主体性の課題に対する多角的アプローチを必要としている。従って「地域包括支援システム構想」にみられるように「医療、介護、看護、福祉、住宅、生活支援等々の施策・サービスが、切れ目なく住み慣れた地域においてターミナル段階まで提供できる多元的、多層的な施策」(厚生労働省)が一元的に供給されるものでなくてはならない。

今回の特集は、その中でも現実的課題への取り組みとして、その対応の基礎的部分として、岡本民夫による「正しい認識と理解を深めるための疾病観の変遷と内容に関する議論」、杉原百合子による認知症の実態と意思決定及びターミナルに関する看護学からのアプローチ、そして生活を支援する社会福祉の立場から多職種連携(IFW)と多職種連携教育(IPE)の両面からの考察を行った松岡克尚・松岡千代論文、さらに川北雄一郎による実際場面における取り組みと実践活動を立証的に考察した論考を掲載することにした。